

入札等監視委員会の議事概要の公表について

北九州市入札等監視委員会の令和5年度第4回定例会議を次のとおり開催したので、別添のとおりその議事概要を公表する。

記

開催日時 令和6年2月9日（金） 14：00～15：30

開催場所 本庁15階 15C会議室

令和5年度第4回 北九州市入札等監視委員会 議事概要

1 会議名

令和5年度第4回北九州市入札等監視委員会

2 開催日時

開催日時 令和6年2月9日(金) 14:00～15:30

開催場所 本庁15階 15C会議室

3 出席委員(五十音順)

古林 節子、田籠 亮博、樋上 弥寿子、森江 由美子

4 議事

(1) 令和5年度第3四半期の工事契約状況等の報告

ア 次の事項について報告した。

- ・工事契約件数及び契約金額について
- ・建設工事等有資格業者に係る指名停止及び資格取消について

(2) 令和5年度第3四半期の工事契約抽出案件の審議

ア 抽出方法について

審議する案件は、令和5年度第3四半期に契約をした工事の中から、森江委員が10件(契約課契約分9件、西部整備事務所分1件)を抽出した。

イ 審議における質疑等

(問) 総合評価、一般競争入札による清掃施設工事で、予定価格が9.6億円を超える大型工事であるため、入札内容を知りたく抽出した。

(答) ごみ焼却施設の耐用年数を伸ばすための大型工事である。非常に特殊な焼却炉であり、3基ある焼却炉を1基ずつ更新していくため、工期も長く金額も高額となり、地域要件を設けないWTO(政府調達協定)方式での一般競争入札となった。総合評価落札方式を採用し、参加業者は1者であったが、安全確認や技術的な工程などの提案内容が良く、評価点も高かったため、落札決定を行った。

(問) 総合評価、一般競争入札による建築工事で、大型契約かつ市民の関心も大きい施設の移転改修工事であるため、入札内容を知りたく抽出した。

(答) 市所有施設を旧市民会館へ移転するため、老朽化した旧市民会館の改修を行う工事である。市民会館の外観等の設計を保持しながら再利用できるように建物内部の改修及び耐震補強を行う工事であり、高所作業での安全管理や、文化価値を保全するような工事の情報発信、施工方法の提案を必要とすることから総合評価落札方式を採用した。参加業者は2者で、価格以外の評価点が高かった業者が落札した。

(問) 総合評価、一般競争入札による管工事で、参加業者数が共同企業体1者であるため入札内容を知りたく抽出した。

(答) 前の抽出案件である旧市民会館の消防設備や空調、トイレなどの設備を一体とした機械工事である。規模が大きい工事であるため、市内業者を含む2者による共同企業体を参加要件とした。建築工事も同時に行われており、重機も使用することから安全管理や配管工事の施工方法の提案内容を評価する総合評価落札方式を採用した。参加業者は共同企業体1者であったが、施工可能と評価し落札決定した。

(問) 一般競争入札による電気工事で、落札率が低いため、工事の品質に問題がない調達ができたのか確認したく抽出した。

(答) 洋上風力発電の受電設備を設置する工事である。工事費用のうち機器費が占める割合が非常に高い工事であるため、メーカーからの仕入れ値により入札価格に差が出たものである。参加業者10者のうち、最低価格で入札した業者で落札決定をしたが、特に問題なく施工されている。

(問) 一般競争入札によるとび土工工事で、2億円を超える工事であるが総合評価がなされなかったのはなぜか。また、参加業者数が1者であるため、入札内容を知りたく抽出した。

(答) 学校施設を新築するための土地を増強する特殊基礎工事である。地面に特殊な杭を打込む工法で、確立された工法であり、更地で行う作業であるため近隣住民との調整などが必要ないことから、総合評価落札方式を採用しなかった。確立された工法ではあるが特殊な工事であるため、施工可能な業者は国内でも限られており、今回の工事では参加業者が1者であった。

(問) 指名競争入札による土木工事で、指名業者数が多いため、災害復旧工事の場合は業者選定の方法が異なるのか知りたく抽出した。

(答) 大雨によって河川が増水し、隣接する住宅の地盤が流されたため、護岸の復旧工事を行うものである。通常は一般競争入札で行う金額の工事であるが、災害復旧工事は特別であり、住宅が崩落する危険があるため早期着工する必要があることから、指名競争入札を行った。指名競争入札を行うことにより、約1ヶ月着工を早めることが可能となった。市内土木Aランク業者82者を指名し、29者が応札した。

(問) 指名競争入札による港湾工事で、予定価格での応札であるが、応札の状況や不参加の理由など入札内容を知りたく抽出した。

(答) 港の外側の岸壁を補強する護岸工事である。比較的小さい規模の工事であるため、市内港湾BCランク業者21者を指名した。冬期の作業となることや、技術者不足、金額が合わないといった理由から辞退や不参加が多く、直前の工事で落札者となった業者は取消となったため、2者の応札となった。2者とも予定価格と入札価格が同額であったため、くじで落札決定をした。

- (問) 指名競争入札による舗装工事で、1億円を超える工事であるが、一般競争入札を実施しなかった理由を知りたく抽出した。
- (答) 工場地帯の道路舗装を新設する工事である。舗装で登録している業者数が少ないことや、工期が短いことから一般競争入札ではなく、指名競争入札を行った。市内舗装Aランク業者12者を指名し、6者が辞退、6者が応札した。最低制限価格を下回った2者が失格となり、3番目に低い価格で入札した業者が落札した。
- (問) 随意契約による機械器具工事で、特命で金額が高額なため、調達内容を知りたく抽出した。
- (答) JR駅周辺のエスカレーター、エレベーターなどの部品交換、修繕を行う工事である。製造メーカーの部品でないと交換できないため、同じメーカーの機器を特命で一括して発注した。予定価格は、専門部品はメーカーから見積を取り、一般管理費や人件費などは市の積算を用いて計算し、それらを合算して算出している。
- (問) 随意契約による舗装工事で、特命理由を知りたく抽出した。
- (答) 国が行っている国道の工事に伴い道路線形が変更されるため、接続する市道も併せて改良する工事である。交通量の多い路線であり、交通規制による周囲への影響を最小限に抑えるため、国の工事を先行して行っている業者へ特命するものである。特命することで施工期間の短縮、経費の節減に加え、安全・円滑な施工が可能となる。